

第4 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

国民の信頼に応えた生活保護の適正実施と生活困窮者の自立・就労支援、自殺・うつ病対策、災害救助法による災害救助などにより暮らしの安心を確保する。

1 生活保護の適正化及び生活困窮者の自立・就労支援等の推進

2兆8, 376億円(2兆7, 964億円)

(1) 国民の信頼に応えた生活保護制度の構築

2兆8, 224億円(2兆7, 924億円)

①生活扶助基準等の見直し

生活扶助基準について、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえた年齢・世帯人員・地域差の3要素による影響を調整するとともに、平成20年以降の物価下落を勘案して見直す。その際、生活保護受給者や地方自治体への周知等に要する期間を考慮し、平成25年8月から3年程度で段階的に行うなどの激変緩和措置を講じる（国費への影響額は3年間で約670億円程度）。また、期末一時扶助の見直しを行う（国費への影響額は70億円程度）。

②生活保護制度の見直し等

生活扶助基準等の見直しと併せ、不正受給対策の徹底、後発医薬品の原則化を含む医療扶助の適正化などの生活保護制度の見直しや、生活保護受給者を含めた生活困窮者の自立・就労支援等を強化するための生活困窮者対策に総合的に取り組む。

※ 生活保護制度の見直し等に併せ、地方交付税算定上の標準団体におけるケースワーカー数や嘱託医手当等を増やし、福祉事務所の体制強化に取り組む。

- ・ ケースワーカー（平成25年度）

都道府県（町村部人口20万人の場合）	22人（対前年度+3人）
市（人口10万人の場合）	15人（対前年度+2人）
- ・ 嘱託医手当等（平成25年度）

都道府県（町村部人口20万人の場合）	7,071千円（対前年度+3,092千円）
市（人口10万人の場合）	2,117千円（対前年度+927千円）

(2)生活保護の適正化対策等の推進【一部新規】 50億円(40億円)

子どもの貧困対策支援の充実を図るため、生活保護世帯の親子への養育相談・学習支援などを実施するとともに、生活保護世帯の子どもが日常生活上の支援を受けられる居場所の確保や就労体験の機会を提供する。

また、生活保護受給者の居住支援（地域での見守りと併せて代理納付を活用した住宅扶助の適正化）を積極的に促進するなど、生活保護の適正化対策等を推進する。

(3)生活保護受給者などの生活困窮者に対する就労支援の抜本強化（「生活保護受給者等就労自立促進事業（仮称）の創設【新規】（再掲・33ページ参照）

72億円

(4)生活困窮者に対する新たな支援体制の構築【新規】 30億円

生活困窮者が困窮状態から脱却し、安心した暮らしができるよう、自治体において支援者の状態に応じた各種支援策を実施するとともに、それらを早期かつ包括的に提供するため、相談支援体制の構築を図るモデル事業を実施する。

(参考)【平成24年度補正予算案】

(「地域若者サポートステーション」事業の拡充)（再掲） 60億円

ニート等の若者の就労を支援して、将来生活保護に陥ることを防止し、社会の支え手とするため、「地域若者サポートステーション」について、設置拠点の拡充、学校との連携による在学生支援や、学校などと中退者情報を共有しての中退者支援の強化、さらに、合宿形式を含む生活面のサポートと職場実習の訓練を集中的に行うことなどにより、ニート等の若者の就労を強力に支援する。

2 「社会的包容力」の構築

10億円

(1)安心生活基盤構築事業の実施【新規】

セーフティネット支援対策等事業費補助金250億円の内数

従来の地域福祉関連事業を集約化して組み替え、誰もが安心して生活できる基盤を構築するため、住民参加による地域づくりや基本的な生活支援、権利擁護の推進や社会との繋がりを持つ機会を創出するための居場所づくりなどの事業を総合的に実施する。

(2)寄り添い型相談支援事業の実施【新規】

10億円

生きにくさや暮らしにくさを抱える方がいつでもどこでも相談ができ、誰でも適

切な支援を迅速に受けられるようにするため、問題を抱える方々の悩みを傾聴し、実施機関の紹介や必要に応じた寄り添い支援などを行う。

(東日本大震災被災3県では被災者支援として別途実施)

(3)ひきこもり対策推進事業の拡充【一部新規】

セーフティネット支援対策等事業費補助金250億円の内数

ひきこもり対策をより一層推進するため、ひきこもりの人やその家族に対するきめ細かで継続的な相談支援や早期の把握が可能となるよう、新たに「ひきこもりサポーター」を養成し、市町村でひきこもりサポーター派遣事業を実施する。

3 自殺・うつ病対策の推進

62億円(51億円)

(1)地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(訪問支援)体制の整備（再掲・76ページ参照） 6.8億円(7.9億円)

(2)認知行動療法の普及の推進(再掲・77ページ参照) 1億円(98百万円)

(3)地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組支援

2.8億円(3.3億円)

都道府県・指定都市に設置されている「地域自殺予防情報センター」での専門相談の実施のほか、関係機関のネットワーク化などにより、うつ病対策、依存症対策などの精神保健的な取組みを行うとともに、地域の保健所と職域の産業医、産業保健師などとの連携の強化による自殺対策の向上を図る。

また、自殺未遂者や自死遺族などへのケアに当たる人材を育成するための研修を行うとともに、先進的かつ効果的な自殺対策を行っている民間団体に対し支援を行う。

(4)自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成(一部前述・38ページ参照)

31億円(37億円)

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医、ケースワーカーなどの地域で活動する方々に対するうつ病の基礎知識、診断、治療などに関する研修や、地域でのメンタルヘルスを担う従事者に対する精神保健などに関する研修を行うことなどにより、地域の各種相談機関と精神保健医療体制の連携強化を図る。

また、メンタルヘルス不調者の発生防止のため、職場でのストレスなどの要因に対する適切な対応が実施されるよう、メンタルヘルス対策の取組み方が分からず事業者などへの支援を行う。

(5) 災害時心のケア支援体制の整備(再掲・77ページ参照)

79百万円(1.1億円)

(6) 被災地心のケア支援体制の整備(復興)(再掲・77ページ参照)

18億円

4 災害救助法による災害救助

529億円(494億円)

東日本大震災による被災者の方々に供与している応急仮設住宅の延長などに伴う経費を負担する。

5 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護など

351億円(382億円)

(1) 戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金の継続(支給事務費)

97百万円

戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金について、現行の特別給付金国債が最終償還を迎えることから、国として改めて特別の慰藉いしゃを行うこととし、継続して支給する。

(2) 戦没者慰霊事業などの推進

21億円(22億円)

戦後70周年にあたる平成27年度に向けて、未だ特定に至っていない抑留中死亡者の資料の入手や旧ソ連地域の遺骨帰還事業などを民間団体などの協力も得ながら集中的に実施するほか、硫黄島での遺骨帰還事業を引き続き実施するなど、すべての地域で可能な限り速やかに遺骨が帰還できるような取組みなどを推進する。

(3) 中国残留邦人等の援護など

111億円(112億円)

中国残留邦人等への支援策を着実に実施するほか、先の大戦に関する歴史的資料でもある戦没者などの援護関係資料について、後世への伝承や広く国民や研究者などが利用できるよう、国立公文書館へ移管するための取組みを行う。

また、介護サービスを必要とする永住帰国者が円滑に介護や援護の制度を利用できるよう、全国を7つのブロックに分けて、各ブロック内に介護コンサルタント(仮称)を配置し、介護関係者などへの研修などを実施する自治体を支援する。